（届出概要説明資料）

審議案件に関する概要

令和８年７月 24 日第１部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）
届 出 日	令和７年１２月２２日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

１．届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住　　所
生活協同組合コープさっぽろ 代表理事　大見　英明	札幌市西区発寒十一条五丁目１０番１号

２．届出事項

(1)店舗名及び所在地		コープさっぽろ　すながわ店 砂川市西３条北７丁目１の内
(2)小売業者名、代表者名及び住所		生活協同組合コープさっぽろ 代表理事　大見　英明 札幌市西区発寒十一条五丁目１０番１号
(3)新設日		令和８年８月２３日
(4)店舗面積の合計		５，４４９㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	２９８台
	駐輪場の収容台数	６０台
	荷さばき施設の面積	１８３㎡
	廃棄物等保管施設の容量	４８㎥
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前７時００分から午後９時５０分
	駐車場の利用時間帯	午前６時３０分から午後１０時００分
	駐車場の出入口数	３箇所
	荷さばき時間帯	午前６時００分から午後１０時００分

３．審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数　２９８台　≦　２９８台
	従業員駐車場等の整備	８台
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	６０台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無

<table>
<tr><td rowspan="4">(1)駐車場整備等への配慮</td><td>搬入車両等の誘導</td><td colspan="4">・荷さばき施設Ａ（ＳＭ棟）は６ｔ車で処理能力４台／時に対し２台（６ｔ車１台、４ｔ車１台）の搬入、荷さばき施設Ｂ（物販１棟）は４ｔ車で処理能力６台／時に対し２台（４ｔ車１台、２ｔ車１台）の搬入、荷さばき施設Ｃ（物販２棟）は４ｔ車で処理能力３台／時に対し１台の搬入であり、十分な規模と考えます。
・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮します。
・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮します。</td></tr>
<tr><td>歩行者の安全対策</td><td colspan="4">・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。
・各出入口に「一旦停止」「歩行者注意」等の注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮します。
・駐車場内に２箇所の歩行者帯を整備します。</td></tr>
<tr><td>交通整理員の配置</td><td colspan="4">売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。
なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応します。
また、必要に応じて増員します。</td></tr>
<tr><td>除排雪による堆積方法</td><td colspan="4">除排雪業者と契約し、降雪量が 10 ㎝を超えた場合には出動し、店舗の開店時刻までに作業を完了させます。
また、降雪状況に応じて適宜排雪を行い、来客用駐車台数を確保します。
さらに、歩道に堆積した雪や敷地内の一時堆積スペースにおいて、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の支障が生じないよう、排雪に十分配慮して対応します。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">(2)騒音発生への配慮</td><td rowspan="5">昼間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果</td><td>予測地点</td><td>環境基準値</td><td>予測結果</td><td>評　価</td></tr>
<tr><td>予測地点１</td><td>５５dB</td><td>４６dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>予測地点２</td><td>５５dB</td><td>４８dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>予測地点３</td><td>５５dB</td><td>５０dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>予測地点４</td><td>５５dB</td><td>４７dB</td><td>○</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="20">(2)騒音発生への配慮</td><td rowspan="6">夜間の等価騒音ﾚﾍﾞﾙの予測結果</td><td colspan="2">予測地点</td><td>環境基準値</td><td>予測結果</td><td>評　価</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測地点１</td><td>４５dB</td><td>４０dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測地点２</td><td>４５dB</td><td>３８dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測地点３</td><td>４５dB</td><td>４４dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">予測地点４</td><td>４５dB</td><td>４３dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="13">夜間の音源毎騒音ﾚﾍﾞﾙ最大値の予測結果</td><td>予測地点</td><td>音源の種類</td><td>規制基準値</td><td>予測結果</td><td>評　価</td></tr>
<tr><td>ａ１</td><td>排気①</td><td>４０dB</td><td>５３dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ａ２</td><td>排気④</td><td>４０dB</td><td>３６dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>Ａ３</td><td>排気②⑥⑦⑧⑨⑩</td><td>４０dB</td><td>４４dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ａ４</td><td>排気⑫</td><td>４０dB</td><td>２９dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>ａ５</td><td>給気①</td><td>４０dB</td><td>５０dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ａ６</td><td>冷凍機①
排気⑬⑭⑯</td><td>４０dB</td><td>５４dB</td><td>○</td></tr>
<tr><td>Ａ７</td><td>排気⑲⑳㉑㉒㉓</td><td>４０dB</td><td>３６dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>ａ８</td><td>冷凍機②</td><td>４０dB</td><td>３２dB</td><td>◎</td></tr>
<tr><td colspan="4">※評価◎：敷地境界で規制基準値内　○：住居壁際で規制基準値内</td></tr>
<tr><td colspan="2">騒音問題の一般的対策</td><td colspan="4">・店舗スタッフや取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導いたします。
・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。
・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後１０時から午前６時まで）は行いません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">荷さばき作業等の対策</td><td colspan="4">・計画的な搬入を行う事により搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮をします。
・搬入業者へアイドリング停止を徹底させます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">付帯設備・施設等の対策</td><td colspan="4">室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">青少年等の蝟集等の対策</td><td colspan="4">閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の対応方策</td><td colspan="4">・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていきます。
・住民から苦情が寄せられた場合は、迅速に対応を図ります。</td></tr>
</table>

（届出概要説明資料）

(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 25.377 ㎥ ≦ 設置容量 47.675 ㎥
	保管場所の位置、構造等	廃棄物等保管施設は室内密閉型としており、廃棄物が飛散することのないよう適切に管理いたします。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の効率化・迅速化を図ります。 ・関係法令および条例に基づき、適正な運搬・処理を行います。 ・保管施設の設置容量については、指針で示される容量を十分に上回っており、容量不足となるおそれはありません。
	減量化、リサイクル等	古紙、段ボール、発泡スチロール等については、リサイクルを徹底し、廃棄物の減量化に努めます。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ゴミ庫には冷蔵設備を施し、毎日回収を実施し、悪臭の軽減に努めます。 ・厨房の排気ダクトは住宅より離れた位置に設置しますので調理臭の影響は小さいと考えます。
	その他の対応方策	生活環境に支障を及ぼすおそれがある場合には、小売店舗の責任者が速やかに状況を把握し、適切な対応策を講じます。
(4)街並みづくり等への配慮		・屋外照明および広告塔照明については、その光が地域住民等に悪影響を及ぼす「光害」とならないよう配慮し、照明は駐車場敷地内を照らすものとし、明るさは１０ルクス程度に抑制いたします。 また、営業時間終了後には速やかに消灯し、周辺環境への影響を最小限に留めます。 ・当該地域で街並みづくりの取組みが行われる際には、その方針を尊重し、地域の景観形成との調和を図ります。
(5)防災対策への配慮		地方公共団体から、災害時等における避難場所としての駐車場等敷地の一部利用や、店舗で取り扱う物資の提供等について要請があった場合には、可能な範囲で協力を行います。
(6)防犯対策への配慮		・閉店後は建物の機械警備システムを作動させ、併せて施錠を徹底し、防犯対策の維持に努めます。 ・自治会等による地域防犯活動への協力に配慮するとともに、所轄警察署との連携を図り、管理者が責任を持って緊急時の対応にあたります。
(7)その他の地域貢献活動の取組内容		前記(4)、(5)、(6)に記載のとおり、防災・防犯・環境保全等を通じて、地域社会との協調を図りながら、積極的に地域貢献活動に取り組みます。

(8)関係行政機関との協議状況

公安委員会（警察）	北海道警察本部交通規制課および滝川警察署交通課において、計画概要を説明し、協議済み。 北海道警察本部交通規制課より指摘事項があり、対応済み。 滝川警察署交通課より質問・指導があり、対応済み。
地元市町村	砂川市経済部商工労働観光課および同市教育委員会学校再編課、同市市民部市民生活課において、計画概要を説明し、協議済み。
道路管理者	東側市道西２条北通りに面する駐車場出入口については、既存の歩道切下げ部を利用、南側市道については切下げ許可申請済みで工事は令和８年春以降に実施することで協議済み。

４．市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	〈住民等から述べられた意見の概要〉 駐車場出入口Ａは市道を挟み２軒の住居及び車庫と向かい合っており、個人宅に与える騒音等の住環境や個人宅からの車の出入りに悪影響を及ぼす設計となっている。 出入口Ａの位置を２０ｍほど南側に変更することで、現計画よりも交通事故の危険性を緩和することができると考えるため改善をお願いしたい。 〈意見に対する設置者の対応等〉 計画中の出入口Ａについては、周辺道路状況、敷地利用計画、場内車両導線等を総合的に検討したうえで配置したものであり、現時点で出入口位置の変更は困難です。 一方で、右折入場車両による交通流への影響や、周辺住宅への配慮は重要であると認識しており、次の対策を実施する予定です。 (1)出入口Ａにおいて、右折入場禁止看板を設置し、来店車両に対して左折入場を基本とした誘導を実施します。 (2)広域誘導計画に基づき、国道 12 号線から当該施設への来店経路について、案内看板等の設置場所を調整中です。 (3)店舗開店後においても、出入口周辺の交通状況を確認し、必要に応じて追加的な安全対策について検討します。 (4)冬期間を含め、出入口周辺の見通し確保や適切な除排雪に努め、安全性の確保に配慮し、周辺住環境への影響低減に努めてまいります。

（届出概要説明資料）

５．道（空知総合振興局連絡調整会議）の意見

意見を述べる必要がないものと考える。

※法第６条第２項、法附則第５条第１項の届出は、これを準用すること。